

令和 7 年度県有施設への太陽光発電設備率先導入 (PPA) 事業に係る
基本協定書 (案)

徳島県 (以下「甲」という。) と●●●株式会社 (以下「乙」という。) は、令和 7 年度県有施設への太陽光発電設備率先導入 (PPA) 事業 (以下「本事業」という。) に関し、次のとおり協定 (以下「本協定」という。) を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、本事業の実施にあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 募集要項等

本事業のプロポーザル方式による公募 (以下「公募」という。) に関し、甲が令和 7 年 9 月 25 日付けで公表した募集要項、仕様書及び参加申込をした者に対し提供した参考資料並びに質問に対する回答書 (令和●年●月●日更新) をいう。

(2) 企画提案書等

公募に対し、乙が提出した企画提案書一式 (令和●年●月●日に実施したプレゼンテーションでの企画提案書一式についての説明及び質疑応答の内容を含む。) をいう。

(3) 施設

本事業の対象となる甲が所有する施設をいう。

(4) 設備

本事業において乙が施設に設置し、所有する太陽光発電設備及びその付帯設備をいい、蓄電池設備を含む。

(5) 目的外使用許可

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 238 条の 4 第 7 項、又は徳島県漁港管理条例第 9 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく許可をいう。

(基本理念)

第 3 条 甲及び乙は、本協定に定められた事項につき、互いに協力し、信義を重んじ、誠実にこれを履行しなければならない。

2 甲及び乙は、本協定及び募集要項等の内容に基づき、個別の電力供給契約 (以下「契約書」という。) を締結する。

(事業の実施)

第 4 条 乙は、本事業の実施にあたり、本協定のほか、関係法令、募集要項等の内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではな

い。

- 2 乙は、本事業の実施にあたり、企画提案書等の内容に沿って実施するよう努めるものとし、提案書の内容と異なる方法により本事業を実施する場合は、甲乙協議の上、対応を決定するものとする。なお、乙は、企画提案書等及び協議により決定した内容を踏まえた事業計画書を作成し、甲に提出するものとする。
- 3 乙は、設備で発電した電力の使用量から、あらかじめ甲と協議して決定した方法により、施設の温室効果ガス排出削減効果を算出・検証し、毎年5月1日から5月末日までの甲が指定する期日までに、その年の3月31日以前の1年間における温室効果ガス排出削減効果及びその検証結果を甲へ報告しなければならない。
- 4 前項に規定する報告義務は、第5条第1項に規定する実施期間の最終年度の次の年度までとする。
- 5 乙が設備の運転を行う期間（以下「運転期間」という。）は、乙が設備により、契約書に定める当該施設に発電電力の供給を開始する日から20年間とする。なお、設置した設備又は接続する県の設備を更新等する場合に30日を超えて発電及び自家消費できない期間が生じた場合は、停止期間分の運転期間延長について、乙は甲と協議することができるものとする。
- 6 甲は、本事業の実施状況について乙による調査を希望する場合は、乙に対し希望する調査内容を申し入れることができる。この場合において、甲及び乙は、調査内容及び費用負担者等について協議の上、決定するものとする。また、乙は本事業の遂行に影響のない範囲において調査に協力するものとする。
- 7 甲は、前項の調査又は報告により、本事業が適切に実施されていないと認める場合は、乙に対し、その改善を指示することができる。
- 8 乙は、甲から前項の指示を受けた場合は、合理的な範囲でその指示に従わなければならない。

（事業の実施期間）

- 第5条 本事業の実施期間（以下「事業期間」という。）は、本協定締結日から全ての設備を撤去し、原状復帰するまでとする。
- 2 乙が設備の設置及び整備を行う期間は、本協定締結日から令和8年2月20日までとする。ただし、これによりがたい場合は、甲乙協議の上、別に定める。

（協定の有効期間）

- 第6条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定に特に定めるものを除き、本協定締結日から事業期間の終了日までとする。ただし、甲及び乙が別途書面により合意した場合はこの限りではない。

（施設の目的外使用許可）

- 第7条 乙が施設に設備を設置、整備し、使用するにあたっては、甲に対して事前に書面により施設の目的外使用許可を受けなければならない。なお、設備を用いて供給される電力は甲が消費するため、使用料は全額免除される。

- 2 前項による目的外使用許可の期間は、使用許可の始期から始期の属する年度の末日までとする。ただし、乙は、第5条第1項に定める期間中は、目的外使用許可期間満了の1か月前までに、最大で「椿泊漁港荷さばき所」にあつては10年度、その他の施設にあつては5年度を単位として目的外使用許可の更新を申請することができる。
- 3 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該施設の目的外使用許可を取り消すことができる。ただし、第1号及び第2号においては、甲が乙に対しその事実を書面により通知し、なおも改善が認められない場合とする。
 - (1) 乙が、設備の運転を終了したとき又は適切な維持管理を怠ったとき。
 - (2) 乙が、募集要項等で定める事業実施の条件及びその他の条件並びに当該施設の目的外使用許可条件に反したとき。
 - (3) 甲による施設の改築又は廃止により、甲が、乙に施設を使用させることができなくなったとき。
- 4 乙は、前項の規定による目的外使用許可の取消しに伴い発生した費用負担について、前項第3号の場合を除き、甲に負担を求めることはできない。
- 5 甲は、第3項第3号の規定により当該施設の目的外使用許可を取り消す場合は必要に応じて設備を移設する他の県有施設を乙に提示するものとし、甲乙双方の合意が得られた場合は、甲の負担により設備を移設するものとする。なお、移設後の本協定の条件については甲乙協議の上、定めるものとする。

(設備設置等に係る費用負担)

- 第8条 本事業の実施に係る設備の設置、維持管理及び撤去に関する一切の経費は乙が負担する。なお、設備の設置、維持管理及び撤去で使用する電気、上下水道等については、甲が乙に無償で提供するものとする。
- 2 前項に規定する費用負担のうち設備の設置に関する経費について、甲は、乙に対し、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号）及び徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱等」という。）に基づき、補助金を交付するものとする。
 - 3 乙は、前項に規定する補助事業のもとで本協定を円滑に履行するため、補助金交付要綱等の内容を遵守しなければならない。
 - 4 甲が事業期間中において防水工事・電気設備改修工事等を行う際は、「椿泊漁港荷さばき所」を除き、乙が設備の一時撤去、再取付け等を乙の負担で行うものとする。ただし、この負担は、事業期間内において1設備につき1回とする。なお、太陽光パネルについては、アレイ単位で1設備としてカウントするものとし、配管・配線等の大幅なルート変更が必要な場合については、乙は工事費の負担について甲と協議することができるものとする。

(設備等損傷への対応)

- 第9条 乙は、事業期間中、設備の設置、運営又は保守の工事、自然災害その他の事態に起因する設備の損傷等又は甲若しくは第三者への損害賠償に備え、必要十

分な保険へ加入するものとし、当該保険証券の写しを甲に提出するものとする。

- 2 事業期間中に、施設に雨漏り等が生じた場合には、乙は原因究明に協力する。雨漏り等が乙による設備設置に起因する場合には、乙の負担により速やかに修復するものとする。

(設備等の譲渡)

第 10 条 乙は、本事業に係る権利義務及び設備について、第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、承諾を得た場合はこの限りではない。

(設備の撤去)

- 第 11 条 乙は、施設の目的外使用許可期間が満了したとき（第 7 条第 2 項ただし書により目的外使用許可が更新された場合を除く。）又は目的外使用許可が取り消されたときは、速やかに乙の費用負担と責任により該当する設備の全部を撤去し、当該施設の原状復帰を行うものとする。ただし、第 7 条第 3 項第 3 号により目的外使用許可が取り消された場合は、撤去及び原状復帰の費用は甲の負担とする。
- 2 乙は、前項の規定により原状復帰を行う場合は、その内容等について、事前に書面で甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
 - 3 乙は、撤去にあたり防水層を含む既設構造物等を破損させたときは、乙の負担でこれを修復するものとする。
 - 4 撤去工事の実施期間などの詳細については、目的外使用許可満了以前に甲乙協議の上定めるものとする。

(設備等設置場所への立入り)

- 第 12 条 乙及び本事業に関して乙が下請負又は受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）は、設備等の設置、維持管理及び撤去をするため、施設に立ち入ることができる。
- 2 前項の規定による立入りは、施設を管理する者等と事前に調整した上で立ち入る日時を決定し、立ち入る際は身分等を証する書類を提示しなければならない。

(電気料金の設定等)

- 第 13 条 甲は、設備において発電した電力の使用量に応じて、乙にその対価（以下「電気料金」という。）を支払うものとする。ただし、乙は、第 8 条第 2 項の規定により交付を受けた補助金額相当分を電気料金から控除しなければならない。
- 2 電気料金は、契約書に定めるものとする。

(公租公課)

第 14 条 設備に賦課される公租公課は、乙が負担するものとする。

(緊急時の対応)

第 15 条 乙は、本事業の実施にあたり、事故、災害等に対応するための体制を整備し、その体制について書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、設備に関して事故、災害等による不具合等が発生したときは、直ちに甲に報告するとともに、速やかに実態を調査し、復旧のための適切な措置を講じ、当該不具合等の再発を防止するための対応を行うものとする。

3 設備の不具合が、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、第 18 条に定めるリスク分担に基づき、前項に定める対応に要した費用の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

(守秘義務等)

第 16 条 甲及び乙は、本事業を実施する上で知り得た個人情報及び秘密を協定期間中のみならず、協定期間終了後においても、第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、自己の業務従事者その他関係者に前項の義務を遵守させなければならない。

3 甲及び乙は、本事業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

4 甲及び乙は、本事業の実施に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(全部委託の禁止等)

第 17 条 乙は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、前項の規定により委託を行う場合は、当該委託先に本協定の規定を遵守させなければならない。

4 乙は、委託先が第 24 条第 1 項第 7 号から第 11 号までのいずれかに該当することを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置を取らなければならない。

(リスク分担)

第 18 条 協定期間における甲乙の予想されるリスクと責任分担は、別紙のとおりとする。ただし、別紙に定めるもの以外の事項については甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害賠償等)

第 19 条 甲が第 24 条第 1 項各号のいずれかにより本協定を解除した場合その他乙の責めに帰すべき事由により甲が損害を被る場合は、乙は当該損害を賠償しなけ

ればならない。

- 2 甲の責めに帰すべき事由により、乙が損害を被る場合は、甲は当該損害を賠償しなければならない。
- 3 本条において責任を負うべき分担が決定されていないものについては、別途協議を行うものとする。

(契約不適合)

第 20 条 乙は、施設内で本事業を遂行するうえで影響のない程度の軽微な隠れた契約不適合を発見しても、甲に対し損害賠償等の請求をすることができない。

(著作権の侵害の防止)

第 21 条 乙は、乙が作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを甲に対して保証する。

- 2 乙は、乙が作成した成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならぬときは、乙の負担により対応しなければならない。

(特許権等の使用)

第 22 条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(協定内容の変更)

第 23 条 甲及び乙は、必要があると認めたときは甲乙協議の上、本協定内容の一部を変更することができる。

(協定の解除等)

第 24 条 甲は、第 6 条の協定期間にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本協定を解除することができる。ただし、第 4 号及び第 5 号においては、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 乙が、本協定、目的外使用許可条件又は関係法令等に違反する行為を行った場合
- (2) 甲が乙にした目的外使用許可を取り消し（第 7 条第 3 項第 3 号により目的外使用許可が取り消された場合を除く。）、または更新しない場合
- (3) 乙が、当初の事業計画に反するなど、本事業の目的から逸脱し、甲からの再三の警告等が発せられてもなお改善が見られない場合
- (4) 乙の事業実施が乙の都合により、事業計画書に示したスケジュールから著しく遅延する等、円滑な事業実施が困難と判断される場合
- (5) 甲が必要に応じて行う事業評価において、客観的に明らかに事業継続が不可能と判断された場合

- (6) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合
- (7) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
- (8) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (9) 乙が、監督官庁により営業取消若しくは停止等の処分を受け、又は自ら営業等を休止若しくは停止した場合
- (10) 乙の合併、会社分割等により法人格に変動が生じたことで、本事業の遂行が困難であると判断できる場合
- (11) 乙が、次のいずれかに該当する場合
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他その経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務等の契約を締結する事務所の代表者その他その経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用する等していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 委託契約又はその他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を委託契約又はその他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合は、損失補償、損害賠償その他金銭の支払を求めることはできない。
- 3 乙は、経営状況など乙の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難と判断される場合は、本協定を解除しようとする日の6か月前までに、甲に対して書面により解除の申請を行った上で、甲乙協議の上、甲が同意した場合に限り、本協定を解除することができる。
- 4 本協定締結後、天災地変などの不可抗力により、設備が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要する等、乙の責めに帰すべき事由に

よらず本協定の履行が不可能となった場合は、甲と乙が協議し、合意の上で本協定を解除することができる。

- 5 甲は、本協定を解除した場合は、乙の商号又は名称、所在地、解除の内容及び理由を公表できる。

(届出義務)

第 25 条 乙は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合は、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1) 乙の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号、名称を変更した場合
- (2) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続の申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
- (3) 乙が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (4) 乙が、本事業の実施に関し、第三者との間で紛争を生じ、又は第三者に損害を与えた場合
- (5) 乙が、本事業の実施に関し、地震、火災、風水害、盗難その他の事由により、損害を被った場合
- (6) 本事業の実施に関し、設備が滅失又は毀損した場合

(管轄裁判所)

第 26 条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、甲の所在地を管轄する徳島地方裁判所とする。

- 2 前項の規定による適用法令は、日本国内法とする。

(協定外の事項)

第 27 条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、基本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和●年●月●日

(甲) 徳島県

徳島県知事 後藤田 正純

(乙) (住所)

●●●株式会社

代表者・職氏名

予想されるリスク責任分担

分類	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			県	事業者
共通	募集要項の誤り	仕様書、募集要項の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案書類の誤り	企画提案書類の誤りにより目標が達成できない場合		○
	第三者賠償	太陽光発電設備及び附帯設備（以下「設備」という。）に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○
	保険	設備の設計・工事における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	県の指示によるもの（瑕疵を除く）	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	契約不適合	設備等に係る契約不適合責任		○
	不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○
計画・設計段階	物価	物価変動		○
	応募に係る費用	応募に係るコストの負担		○
	現地調査に係る費用	現地調査に係るコストの負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
施工段階	物価	物価変動		○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	発電開始前に設備等に関して生じた損害		○
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	
	金利	金利の変動		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、県の責による事業内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	上記以外の要因による維持管理費用（物価スライド含む）の増大		○
	周辺環境・天候不良	周辺環境・天候不良等による発電量の減少		○
	県有施設等損傷	設備に係る事故・火災による県有施設及び設備の損傷		○
		対象設備に起因する県有施設・既設設備への障害		○
		県有施設に起因する事故・火災による施設及び設備の損傷	○	
保障関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による県有施設・設備への損害、県有施設運営・業務への障害		○

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本協定による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、本協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。協定期間が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3条 乙は、本協定による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第4条 乙は、本協定による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5条 乙は、本協定による事務に関して知り得た個人情報を、本協定の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第6条 乙は、本協定による事務を行うため事業実施上必要な範囲を超えて甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、本協定による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、委託先に本協定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、委託先の行為について委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、本協定による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、本協定の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、本協定による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙及び委託先が本協定による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、本協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。